

地 政 第 9 8 号
平成25年 9月11日

地域活性化(国家戦略特区)担当大臣 殿

奈良県知事 荒井正吾

「国家戦略特区」に関する提案について

「国家戦略特区」に関する提案募集要項に基づき、下記の7件について提案します。

記

1. ICT等を活用した健康づくりがしやすくなる環境の構築
2. 外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献
3. 女性翻訳家育成・人文系文献の情報発信プロジェクト
4. 文化財修復特区～(仮称)文化財修復国際センターの創設～
5. 食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人(シェフ)育成事業
6. 県域水道ファシリティマネジメント推進特区
7. 史料編纂人材養成プロジェクト

奈良県地域振興部地域政策課地域計画係 西川
Tel0742-27-8487 Fax0742-27-6395
nishikawa-hiروفumi@office.pref.nara.lg.jp

国家戦略特区に関する奈良県提案一覧

	提案プロジェクト名	提案内容
1	ICT等を活用した健康づくりがしやすくなる環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 県を中心とした実施主体が、自らの健康医療情報を蓄積できるICカードを交付(マイ健康カード) ② 健康医療情報を保有する機関が、健康医療情報を個人に提供 ③ カードに蓄積された個人情報を利用し、各種健康づくりサービスを実施
2	外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新県立奈良病院において、先進医療技術をもった外国人医療従事者(日本の免許未取得者)による医療行為を可能とする。
3	女性翻訳家育成・人文系文献の情報発信プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門性の高い女性翻訳家の育成と地域での登録、集積 ② 日本文化の海外への情報発信 ③ 翻訳家としての事業実施と文化コンテンツビジネスの振興
4	文化財修復特区 ～(仮称)文化財修復国際センターの創設～	文化財修復の国際拠点となる「(仮称)文化財修復国際センター」を設置し、国内外からの技術者受入などの人材養成、国際交流を促進する。
5	食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人(シェフ)育成事業	奈良県農業大学校において、①農業・農作物に関する知識を持った「食の担い手(シェフ)」、②高度な農業技術があり農業経営センスの優れた「農の担い手(生産者)」を育成する学科を設立・再編し、シェフと生産者が連携して相乗効果を生む農村資源を活用した地域づくり、地域の活性化をめざす。また、農業総合センターにおいて、食と農を組み合わせた6次産業化を推進するための研究の高度化を図り、農業大学校の取組を基礎研究の分野から支援するとともに奈良県の研究成果を世界に発信する。
6	県域水道ファシリティマネジメント事業推進特区	<ul style="list-style-type: none"> ① 官民連携(PPP)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営効率化のためのコンセッション・民営化も見据えた複数事業者による業務の共同アウトソーシング ② 広域化・共同化に向けた施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営水道と市町村水道の施設最適化(垂直連携) ・ 市町村水道事業者間の施設最適化(水平連携) ③ 水道資産の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水源、水道施設、人材、技術力、資金等、水道資産を異なる水道事業者間で有効活用
7	史料編纂人材養成プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史料編纂に係る人材養成門と編纂部門を備えた(仮称)奈良県史料編纂センターを設立し、人材を養成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 史料編纂国家資格(仮称:史料専門士)の創設 ・ 史料編纂のための人材養成への人的支援制度の設立

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県					
提案プロジェクト名	ICT等を活用した健康づくりがしやすくなる環境の構築					
① 提案のニーズや背景						
<p>超高齢社会を迎えるにあたり、個人の自主的な健康づくりの取組は、種々の社会的負担を軽減するための重要な要素となるが、個人の健康づくりの実践・継続に資する社会システムが殆ど整備されていないため、健康づくりの実践が一部の者に留まっている状況にある。このため、個人が健康づくりを実践するためのインセンティブとなる社会システムづくりが必要である。</p> <p>本プロジェクトは、個人の健康医療情報を活用できる環境を作ることにより、住民の健康づくりに資する新たなサービス提供が可能となることに着目し、健康づくりに取組む住民を増やすことを目的とする。</p>						
② 具体的なプロジェクトの内容						
<p>① 県を中心とした本プロジェクトの実施主体が、各種健康づくりサービスの提供を希望する個人に、自らの健康医療情報を蓄積できるICカードを交付(マイ健康カード)。</p> <p>② 住民の健康医療情報を保有する機関が、ICカードを所持する個人の求めに応じて、健康医療情報を個人に提供(ICカードに蓄積)。</p> <p>③ 健康づくりサービス提供者は、ICカードを所持する個人の求めに応じ、ICカードに蓄積された個人情報を利用し、各種健康づくりサービスを実施。</p>						
③ ②の想定される実施主体						
奈良県・県立病院、県内市町村、県内医療保険者、健康づくり支援企業等						
④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項						
番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	規制改革を行う場合、想定される弊害	その予防措置(代替措置、低減策)
1	個人情報提供	個人情報をICカードに蓄積する際の、個人情報保護法上の取扱いを確定。	個人情報保護法	内閣府		
2						
3						
4						

〔 国家戦略特区・提案プロジェクト名 〕

ICT等を活用した健康づくりがしやすくなる環境の構築（マイ健康カードバーチャル特区）

提案のニーズ や背景

超高齢社会を迎えるにあたり、個人の自主的な健康づくりの取組は、種々の社会的負担を軽減するための重要な要素となるが、個人の健康づくりの実践・継続に資する社会システムが殆ど整備されていないため、健康づくりの実践が一部の者に留まっている状況にある。このため、個人が健康づくりを実践するためのインセンティブとなる社会システムづくりが必要である。

本プロジェクトは、個人の健康医療情報を活用できる環境を作ることにより、住民の健康づくりに資する新たなサービス提供が可能となることに着目し、健康づくりに取組む住民を増やすことを目的とする。

具体的な プロジェクト 内容

- ① 県を中心とした本プロジェクトの実施主体が、各種健康づくりサービスの提供を希望する個人に、自らの健康医療情報（※1）を蓄積できるICカードを交付（マイ健康カード）。
- ② 住民の健康医療情報を保有する機関が、ICカードを所持する個人の求めに応じて、健康医療情報を個人に提供（ICカードに蓄積）。
- ③ 健康づくりサービス提供者は、ICカードを所持する個人の求めに応じ、ICカードに蓄積された個人情報を利用し、各種健康づくりサービス（※2）を実施。

必要な規制 改革等事項

個人情報をICカードに蓄積する際の、個人情報保護法上の取扱いを確定。

日本経済再生に 向けた効果

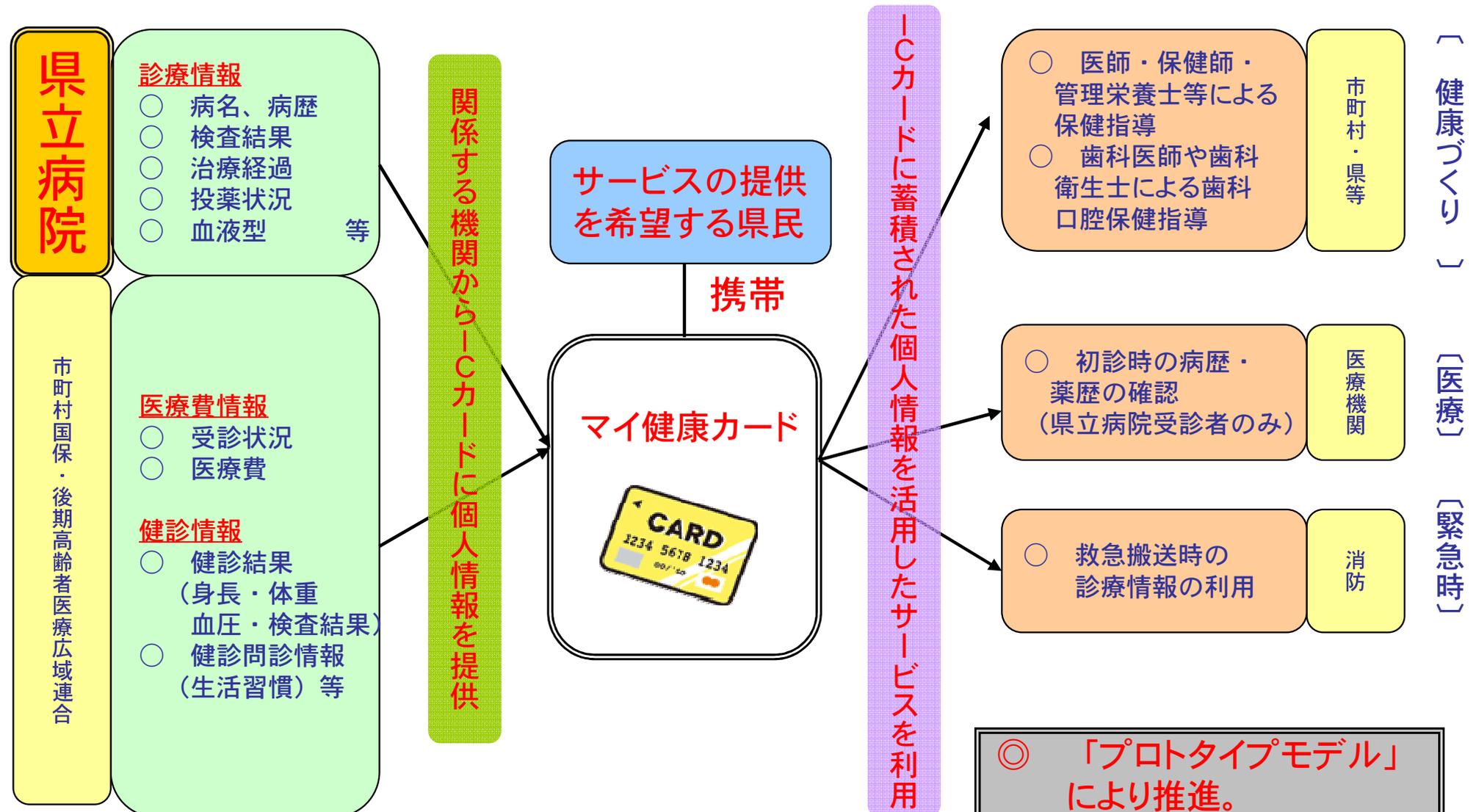
健康づくりを実践・継続する住民が増加することにより、重い病気や介護を要する者が減り、家族や社会的負担の軽減が図られるとともに、年々増加する医療費・介護費の伸びの抑制を図ることができる。

日本再興戦略の成果目標（KPI）では、健康づくり支援産業の振興による「日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模」の拡大が期待される。

※1) 健康医療情報とは、診療情報（病名、病歴、検査結果、治療経過、投薬状況、血液型等）、医療費・介護費情報（受診状況、ジェネリック医薬品使用状況、医療費、介護費等）、健診情報（特定健診結果（身長、体重、血圧、検査結果）等）、保険証情報、行政情報（要介護認定、障害認定、難病認定、予防接種歴等）、健康づくり情報（無意識生体計測情報、食習慣、身体活動量、禁煙状況、臓器提供意思、終末期のリビングウイユ）等。

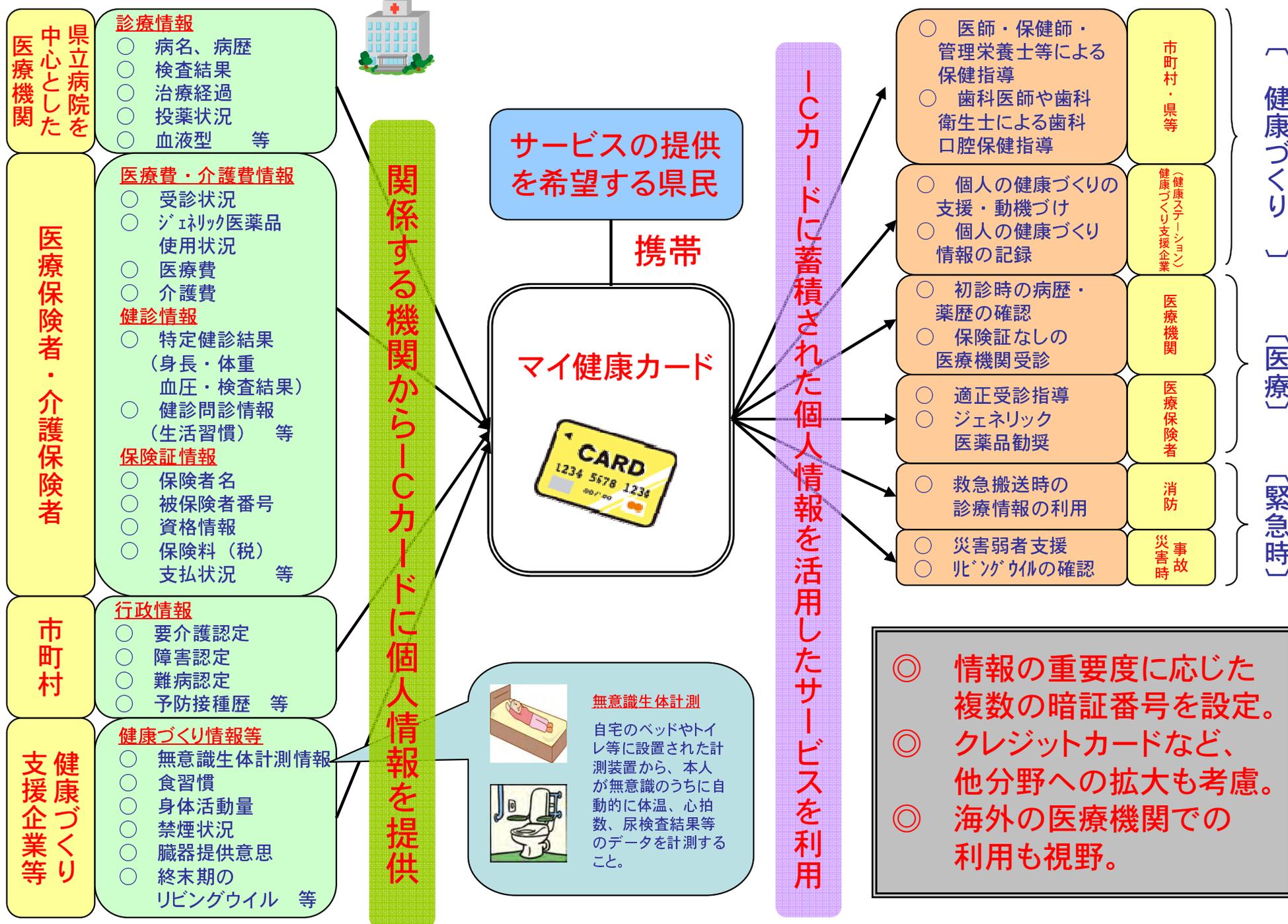
※2) 各種健康づくりサービスとは、市町村等による医師・保健師・管理栄養士の保健指導、歯科医師・歯科衛生士の歯科口腔保健指導、健康づくり支援企業による個人の健康づくりの支援・動機づけ、医療機関初診時の病歴・薬歴の確認、保険証なしの医療機関受診、医療保険者による適正受診指導やジェネリック医薬品勧奨、救急搬送時の診療情報の利用、高齢者等の見守り、災害弱者支援、終末期の本人のリビングウイユ確認等。

マイ健康カードを利用した各種健康づくりサービス提供例 (開始時)



※ 国に対しては、個人情報をICカードに蓄積する際の、個人情報保護法上の取扱いの確定を要請。

- ◎ 「プロタイプモデル」により推進。
- ◎ 情報の重要度に応じた複数の暗証番号を設定。



国家戦略特区提案

提案主体名		奈良県				
提案プロジェクト名		外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献				
① 提案のニーズや背景						
<p>【背景】 奈良県は、「東アジア地方政府会合」の開催、東アジア各国の大学生等を対象にした「東アジア・サマースクール」の開催、タイのチェンマイ大学と県立医科大学の学術交流協定による交流など、東アジアの地域の実情や共通の課題を議論するとともに、東アジア地方都市間の国際交流を通して、東アジアの発展への貢献を目指しています。</p> <p>【ねらい】 東アジア地域との国際交流を医療分野でも推進するため、海外の医療機関と協定を締結し、医療従事者（医師、看護師、介護士、医療技術者）の交流を図り、人材確保や人材育成などをねらう。</p>						
② 具体的なプロジェクトの内容						
<p>●先進医療技術をもった外国人医療従事者（日本の免許未取得者）による医療行為を可能とする。</p> <p>【根拠：外国医師等臨床修練制度、経済連携協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の先進医療技術と日本の医療技術の交流 ・外国人医療従事者による外国人患者への医療行為 ・国際水準の患者対応・患者サービスの実践 						
③ ②の想定される実施主体						
<p>奈良県 （仮称）地方独立行政法人 奈良県立病院機構</p>						
④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項						
番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	規制改革を行う場合、想定される弊害	その予防措置（代替措置、低減策）
1	・外国医師等臨床修練制度 許可条件の緩和・期間の延長	臨床可能な日本語能力や損害賠償能力を外国医師等個人に求める絶対的な必要性はなく、通訳対応や損害賠償も県・病院対応で代替可能である。 許可期間が2年もしくは1年という限定では、医療研究の成果や検証、また、医療技術取得の面で互いに期待する効果が得られない。	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	厚生労働省		
2	・経済連携協定に基づく受け入れ 協定未締結国からの受け入れ	政府間協定は時間を要し機動的ではない。 タイの医療技術も先進的であり交流を深めたいが、現在、タイとは協定を締結しておらず、インドネシア等との協定のような運用ができない状況。医療機関間の協定でも政府間協定と同様の運用、さらには期間制限の撤廃などの緩和を求める。	インドネシア・フィリピン・ベトナムとの経済連携協定	厚生労働省 外務省		
3	・経済連携協定に基づく受け入れ 期間の延長	在留期間が3年という限定では、医療研究の成果や検証、また、医療技術取得の面で互いに期待する効果が得られない。	〃	〃		
4	・入管法による在留資格・在留期間 迅速・柔軟な許可	※上記の期間制限撤廃・緩和と連動した規制緩和	出入国管理及び難民認定法	外務省 法務省		

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献

④-2 税制措置

番号	求める税制措置	提案理由	税目
1			
2			
3			

④-3 財政措置

番号	求める財政措置	提案理由
1		
2		
3		

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか	日本再興戦略 KPI(Key Performance indicator=成果目標)			
	3つのアクションプラン及びテーマ	項目	KPI	定量的にどの程度達成に貢献できるか
<ul style="list-style-type: none"> ・地方都市の医療機関が国際水準の医療の質とサービスを提供できるモデルを構築し、全国の医療水準の向上に寄与する。 ・医療従事者の確保 ・医療従事者の育成(海外の医療技術向上) ・外国人観光客等の安心・安全を確保 ・外国人医療従事者の日本の免許取得促進 	二、戦略市場創造プラン			
	テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸	新興国中心に日本の医療拠点の創設等	・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円【4,500億円(2010年)】	技術交流による日本の医療技術とサービスの海外進出に寄与
	テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現。	②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会	・2030年には、宿泊客のおよそ6人に1人は外国人となる社会を目指す。	外国人観光客の滞在環境の改善
	三、国際展開戦略			
	1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進	外国人看護師・介護福祉士の受入れ	-	外国人看護師・介護福祉士の受入れ

〔 国家戦略特区・提案プロジェクト名 〕

平成25年9月

外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献

県立病院法人化準備室

提案のニーズ や背景

【背景】

奈良県は、「東アジア地方政府会合」の開催、東アジア各国の大学生等を対象にした「東アジア・サマー・スクール」の開催、タイのチェンマイ大学と県立医科大学の学術交流協定による交流など、東アジアの地域の実情や共通の課題を議論するとともに、東アジア地方都市間の国際交流を通して、東アジアの発展への貢献を目指しています。

【ねらい】

東アジア地域との国際交流を医療分野でも推進するため、海外の医療機関と協定を締結し、医療従事者（医師、看護師、介護士、医療技術者）の交流を図り、人材確保や人材育成などをねらう。

具体的な プロジェクト 内容

- 先進医療技術をもった外国人医療従事者（日本の免許未取得者）による医療行為を可能とする。

【根拠：外国医師等臨床修練制度、経済連携協定】

- ・海外の先進医療技術と日本の医療技術の交流
- ・外国人医療従事者による外国人患者への医療行為
- ・国際水準の患者対応・患者サービスの実践

必要な規制 改革等事項

- ①外国医師等臨床修練制度：厚生労働大臣の許可要件の緩和、許可期間の延長

※許可要件緩和内容

- ・臨床修練に支障のない日本語能力⇒通訳対応を可能に
- ・個人の損害賠償能力⇒県・病院で損害賠償対応することを可能に

- ②経済連携協定：協定未締結国からの受け入れ、日本の免許取得までの在留期間の延長

- ③出入国管理及び難民認定法についても、上記の期間制限緩和に伴う在留期間等の緩和

日本経済再生に 向けた効果

- ・地方都市の医療機関が国際水準の医療の質とサービスを提供できるモデルを構築し、全国の医療水準の向上に寄与する。
- ・医療従事者の確保
- ・医療従事者の育成（海外の医療技術向上）
- ・外国人観光客等の安心・安全を確保
- ・外国人医療従事者の日本の免許取得促進

特区の全体体系図

日本

タイ

特区
【新県立奈良病院】

具体的なプロジェクト内容

- 海外の先進医療技術と日本の医療技術の交流
- 外国人医療従事者による外国人患者への医療行為
- 国際水準の患者対応・患者サービスの実践

先進医療技術とホスピタリティ
マインドをもったタイ人医療従事
者の受け入れ

【タイへ帰国】
日本の医療技術

奈良の看護師派遣

【日本に帰国】
タイの医療技術

タイの医療の質とサービス

【人】

- ・先進的な医療技術

【評価・サービス】

- ・JCI認定病院も存在
- ・アメニティはホテル並み

【日本の特区の効果】

- 人材確保
- 国際水準のホスピタリティを体得
- 外国人観光客・ビジネスマンの安全・安心を確保

【タイの効果】

- 人材育成（日本の医療技術を習得）
- 日本の免許取得

地方都市の医療機関が国際水準の医療の質とサービスを提供できるローカルモデルになる。
全国の医療水準向上に寄与

特区において求める規制緩和

外国医師等臨床修練制度

【医師・看護師等】

⇒外国医師等が免許取得後3年以上の実務経験等の要件を満たし、厚生労働大臣の許可を受けた場合、厚生労働大臣指定の病院において臨床修練指導医の指導監督の下に医療行為可能

主な許可要件

- ①外国での免許取得後3年以上の実務経験
- ②臨床修練に支障のない日本語能力
- ③損害賠償能力（個人として損害賠償保険等に参加）
- ④医師の診断（視覚機能や薬物中毒の有無など）

規制緩和（許可条件の緩和）

- 日本語能力⇒通訳対応で可能に
- 損害賠償能力⇒個人対応から県・病院対応

許可期間：2年（看護師等は1年）

規制緩和
（許可期間の延長）

経済連携協定に基づく外国人看護師等の受け入れ

【看護師・介護福祉士】

⇒インドネシア・フィリピン・ベトナムから経済活動の連携強化の観点から受け入れの実施（免許取得まで在留期間は最大3年）

免許取得後3年以上の実務経験等→日本語研修→日本の病院での雇用契約（看護補助）→日本の国家試験受験（3回まで）→合格→就労（免許取得後は在留期間の延長可能）

規制緩和

- 協定未締結国からの受け入れ
- 免許取得までの在留期間の延長

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	女性翻訳人材育成・人文系文献の発信プロジェクト

① 提案のニーズや背景

- 日本の人文系文献の海外への情報発信
 - ① 日本に存在する人文系文献は世界的に見てきわめて高度なもの
 - ② そういった日本の文献が、外国語に翻訳されていないため、世界はまだ日本の高度で知的な活動の実態を知らない。
 - ③ 高度に知的な日本の人文系文献を正確な翻訳により世界に発信すべき。
 - ④ そういった分野の正確な翻訳ができる人材を奈良県が育成する。
- 地域における人材育成による地域での雇用機会創出
日本の中で最も国際性のある地域であった奈良で、地域における人材育成、特に女性の潜在労働力の発掘、育成、活用により専門人材の集積を行った上で、地域からの情報発信を飛躍的に拡大し、そのことから地域での雇用機会を拡大させるモデル開発をめざす。
- 地域におけるビジネス機会の拡大
海外への高い発信能力を地域で蓄積することを基盤として、翻訳事業の拡大をはじめ、そこからさらに新たな文化的価値を生み出し、商品化、産業化し、国際展開するビジネス機会の拡大への可能性を追求する。

- 専門性の高い女性翻訳家の育成と地域での登録、集積
翻訳関係団体、民間翻訳事業者と協力して、歴史、政治、経済思想など専門分野を決めて、奈良県が翻訳家養成学校を開設する。
(1) 専門分野を決めて理解する能力を養う。 (2) 一次的英訳の訓練 (3) refinerによる添削 (4) 原作者との議論
・日本語及び各分野の翻訳に精通した専門家、海外の日本文化研究機関、翻訳関係団体などから、講師の派遣、原作者との調整などの協力を得る。
・県内企業、大学などにおけるインターンシップ(翻訳業務実習)の実施
- 海外への情報発信
 - (1) 専門的な翻訳家の能力を活用して、日本の高度な人文系文献を翻訳。(経費は県が負担)
(文献例: 古事記、万葉集、往生要集、遠野物語、)
 - (2) 人文系文献情報サイトの設置による無料方法発信
(英語、中国語、韓国語、フランス後対応)
- 翻訳家としての事業実施と文化コンテンツビジネスの振興
・養成した翻訳家が、地域の個人事業家として、実務翻訳など他の翻訳事業を実施
・専門的翻訳家の地域での蓄積による文化コンテンツビジネスへの発展の契機拡大
・日本文化を活用した外国人もてなしサービスの商品化(着地型観光商品)

③ ②の想定される実施主体

奈良県、翻訳関係団体、海外(フランス、中国、韓国など)の日本文化研究機関
(奈良県が主導することを前提に、推進役となる拠点機能づくりの仕組みを検討)

④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項

番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	規制改革を行う場合、想定される弊害	その予防措置(代替措置、低減策)
1	国による専門翻訳人材の認定制度の創設	現在、専門翻訳家についての公的資格はなく、高度な人文系文献の翻訳の正確性など品質確保について、国による権威付けと信頼度確保が必要となる。				
2	在留資格認定の基準緩和	「人文知識・国際業務」、「教授」、「芸術」、「教育」などの在留資格認定の活動内容が複数に及ぶ場合の手続きが必要で、その基準緩和が望ましい。	出入国管理及び難民認定法			
3	公共職業訓練の対象の基準緩和	翻訳訓練を公共職業訓練の対象とすることは県の指定で可能性はあるが、失業者に限られているので、内職者、起業まもない者が対象にならない。	職業能力開発促進法			
4						

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	女性翻訳人材育成・人文系文献の発信プロジェクト

④-2 税制措置

番号	求める税制措置	提案理由	税目
1			
2			
3			
4			

④-3 財政措置

番号	求める財政措置	提案理由
1	著作権対応への支援措置	著作権関係の必要手続き、交渉についての支援、著作権処理に必要な経費への支援が望ましい。
2		
3		
4		

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか	日本再興戦略 KPI(Key Performance indicator=成果目標)			
	3つのアクションプラン及びテーマ	項目	KPI	定量的にどの程度達成に貢献できるか
<ul style="list-style-type: none"> ・養成した翻訳家が、地域の個人事業家として、実務翻訳など他の翻訳事業を実施 ・翻訳家の地域での蓄積による文化コンテンツビジネスへの発展の契機拡大 ・日本文化を活用した外国人もてなしサービスの商品化(着地型観光商品) 	一、日本産業再興プラン 2.雇用制度改革・人材力の強化	④女性の活躍促進 テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽出	・2020年 25歳～44歳の女性就業率73%(2012年:68%)	
	三、国際展開戦略 2.海外市場獲得のための戦略的取組	③クールジャパンの推進 コンテンツ等の海外展開の促進	・2018年までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在の約3倍へ。(現在63億円)。	

女性翻訳家育成・人文系文献の情報発信情報発信プロジェクト

提案のニーズ
や背景

- ① 日本に存在する人文系文献は世界的に見てきわめて高度なもの
- ② そういった日本の文献が、外国語に翻訳されていないため、世界はまだまだ日本の高度で知的な活動の実態を知らない。
- ③ 高度に知的な日本の人文系文献を正確な翻訳により世界に発信する。
- ④ そういった分野の正確な翻訳ができる人材を奈良県が育成する。

具体的な
プロジェクト
内容

地域からの日本の高度な人文系文献（知的資産）の情報発信

- 1 奈良県での高度文献翻訳家の育成
 - 奈良県による翻訳家養成学校を開設
[カリキュラム]
 - (1) 専門分野（経済、文化等）を決めて理解する能力を養う。
 - (2) 一次的英訳の訓練
 - (3) refinerによる添削
 - (4) 原作者との議論
 - 女性人材を中心に活用：奈良県の教養の高い女性の潜在的労働力を活用
- 2 日本の高度な人文系の文献の翻訳
 - 養成した専門的な翻訳家の能力を活用して、古代と近現代の日本の高度な人文系文献を翻訳。
(文献例：○古代：古事記、日本書紀等、○近現代：遠野物語、文明論之概略等)
- 3 人文系文献情報サイトの設置による無料情報発信
 - 英語、中国語、韓国語、フランス語の4カ国語対応

必要な規制
改革等事項

- ① 専門的な翻訳家の資格認定を行う奈良県、または、奈良県の指定する民間機関に対して、国からの認定
高度な人文系文献を正確に翻訳できる翻訳家についての資格認定を行う機関を国が認定することにより
翻訳の品質についての信頼度を確保する。
- ② 海外の日本文化研究家の招聘の際に、研究、教育、事業開発と幅広い活動が可能となるように、
在留資格認定の活動内容についての手続き基準の緩和が望ましい。

日本経済再生に
向けた効果

- ① 養成した翻訳家が、ビジネスとしての翻訳事業を行うまでに発展
- ② 専門的翻訳家が育成過程で培った文化的知識をもとに、文化コンテンツビジネスへの発展していく
- ③ 女性のワークライフバランスを確保する。

女性翻訳家育成・人文系文献の情報発信プロジェクト

① 日本に存在する人文系文献は世界的に見て極めて高度なもの。

③ 高度に知的な日本の人文系文献を正確な翻訳により世界に発信する。

② そういった日本の文献が、外国語に翻訳されていないため、世界はまだまだ日本の高度で知的な活動の実態を知らない。

④ そういった分野の正確な翻訳ができる人材を奈良県が育成する。

地域からの日本の高度な人文系文献(知的資産) の情報発信

⑤ 奈良県での高度文献翻訳家の育成

○奈良県による翻訳家育成学校の開設

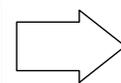
[カリキュラム]

- (1) 専門分野を決めて理解する能力を養う
- (2) 一次的英訳の訓練
- (3) refinerによる添削
- (4) 原作者との議論

専門分野
経済、文化など

○女性人材を中心に活用

奈良県には教養の高い女性が多く、その潜在的な女性人材を活用し、女性の活躍を促進する。

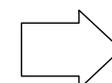


専門人材の蓄積による情報発信力

日本の高度な人文系
の文献の翻訳

文献例

- 古代
古事記、日本書紀、万葉集、性霊集
- 近現代
遠野物語、文明論之概略、現代政治の思想と行動



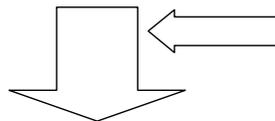
⑥ 奈良県からの情報発信

○人文系文献情報サイトによる無料情報発信
(英語、中国語、韓国語、フランス語対応)
※翻訳料は県が負担

- 多くの外国語サイトは、機械翻訳。
- 文献、史料等は、信頼性の高い翻訳が必要

英語以外の言語は、相手国の状況に応じて、文献の選択など効果的な手法をさらに研究する。

専門翻訳家の資格認定機関(奈良県、民間)に対する国の認定



[規制改革]

- ① 専門翻訳家の資格認定を行う奈良県、または、奈良県の指定する民間機関に対して、国から認定高度な人文系文献を正確に翻訳できる翻訳家についての資格認定を行う機関を国が認定することにより翻訳の品質についての信頼度を確保する。
- ② 海外の日本文化研究家の招聘の際に、研究、教育、事業開発と幅広い活動が可能となるように、在留資格認定の活動内容についての手続き基準の緩和が望ましい。

[財政措置] 著作権関係など文献の権利関係の対応についての協力和所要経費についての支援

日本経済再生に向けた効果

養成した翻訳家が、ビジネスとしての翻訳事業を行うまでに発展

専門的翻訳家が育成過程で培った文化的知識をもとに、文化コンテンツビジネスへの発展につないでいく



○地域の活性化、地域産業の発展、雇用の創出へ
○女性のワークライフバランスの確保

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	文化財修復特区 ～(仮称)文化財修復国際センターの創設～

① 提案のニーズや背景

- ① 奈良には、東アジアと縁のある多数の歴史的建造物、美術工芸品、遺跡等が存在する。
- ② 文化財を修復、調査するレベルの高い機関が存在しており、各研究機関ごとに研修生の受け入れ等のノウハウがある。
宮内庁正倉院事務所、(独法)奈良文化財研究所、奈良国立博物館、奈良県文化財保存事務所、奈良県立橿原考古学研究所、(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所(ACCU奈良事務所)等
- ③ 文化財の修復分野での人材養成、国際貢献が求められている。

② 具体的なプロジェクトの内容

- 文化財修復の国際拠点となる「(仮称)文化財修復国際センター」を設置し、国内外からの技術者受入などの人材養成、国際交流を促進する。
- ①人材養成
主に建造物や仏像などの修復、埋蔵文化財の発掘などの各分野において、外国人技術者の研修受入、国内での実技指導・現地派遣研修の実施、海外の指導者養成、大学との連携等
 - ②文化財の修復
指定・未指定の文化財修復、彫刻・工芸品のレプリカ作成等
 - ③国際交流の促進
研修・共同研究に必要な宿泊施設の整備、文化人交流サロンの設置・運営、文化財修復関係機関のネットワークづくり等

③ ②の想定される実施主体

(仮称)文化財修復国際センター
奈良県、奈良県文化財保存事務所、奈良県立橿原考古学研究所のほか、国関係機関、文化財修復保存関係団体など

④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項

番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	規制改革を行う場合、想定される弊害	その予防措置(代替措置、低減策)
1	就労ビザの取得、更新、在留資格要件	在留資格取得の時の煩雑な手続き、就労・研修期間の制限、生活費確保のための資格外活動の制限など	出入国管理及び難民認定法	外務省 法務省入国管理局		
2	文化財修復・整備に関する国家認定資格の創設	文化財の修復・整備に関して技術水準を確保できない。特定の団体しか文化財の修復整備を行えない。国際的に信用を得られない。文化財修復に関する市場が閉鎖的になりがち。		文化庁		
3						
4						

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	文化財修復特区 ～(仮称)文化財修復国際センターの創設～

④-2 税制措置

番号	求める税制措置	提案理由	税目
1	特定寄付金の対象事業の拡大	特定寄付金の対象事業と認定されなければ、広く企業、個人からの寄付が集まらない。	所得税
2			

④-3 財政措置

番号	求める財政措置	提案理由
1	政府開発援助(ODA)としての位置づけ	外国人技術者受入は、日本の技術を外国へ移転し、当該国の技術向上、各国との相互理解に資するものであり、国際交流、国際貢献と位置づけられる。
2		

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか	日本再興戦略 KPI(Key Performance Indicator=成果目標)			
	3つのアクションプラン及びテーマ	項目	KPI	定量的にどの程度達成に貢献できるか
① 人材養成を通じた国際交流の進展による訪日外国人の増加 ② 文化財修復に関する国際貢献に寄与することによる国際的地位の向上 ③ 文化財修復技術の向上及び文化財修復に関する市場拡大	三、国際展開戦略	③クールジャパンの推進		研修関係訪日外国人500人増を目指す。 ・研修受け入れ人員100人増 ・それに付随した関係者、家族、共同研究者の訪日約400人
	2.海外市場獲得のための戦略的取組	地域の文化財について、情報発信・活用方法の検討	・2030年には訪日外国人旅行者3,000万人を超えることを目指す。	※また、交流拠点としての整備による訪日外国人の増、文化財の整備に伴う、外国人観光客の増を見込める。
	一、日本産業再興プラン 2.雇用制度改革・人材力の強化	⑦グローバル化等に対応する人材力の強化	2020年 ・外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増	国際センターと大学の連携により、50人増を目指す。

文化財修復特区 ～（仮称）文化財修復国際センターの創設

1. 提案のニーズや背景

- ① 奈良には、東アジアと縁のある多数の歴史的建造物、美術工芸品、遺跡等が存在する。
- ② 文化財を修復、調査するレベルの高い機関が存在しており、各研究機関ごとに研修生の受け入れ等のノウハウがある。
宮内庁正倉院事務所、(独法)奈良文化財研究所、奈良国立博物館、奈良県文化財保存事務所、奈良県立橿原考古学研究所、(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所(ACCU奈良事務所)等
- ③ 文化財の修復分野での人材養成、国際貢献が求められている。

2. プロジェクトの内容

文化財修復の国際拠点となる「(仮称)文化財修復国際センター」を設置し、国内外からの技術者受入などの人材養成、国際交流を促進する。

- ① 人材養成
主に建造物や仏像などの修復、埋蔵文化財の発掘などの各分野において、外国人技術者の研修受入、国内での実技指導・現地派遣研修の実施、海外の指導者養成、大学との連携等
- ② 文化財の修復
指定・未指定の文化財修復、彫刻・工芸品のレプリカ作成等
- ③ 国際交流の促進
研修・共同研究に必要な宿泊施設の整備、文化人交流サロンの設置・運営、文化財修復関係機関のネットワークづくり等

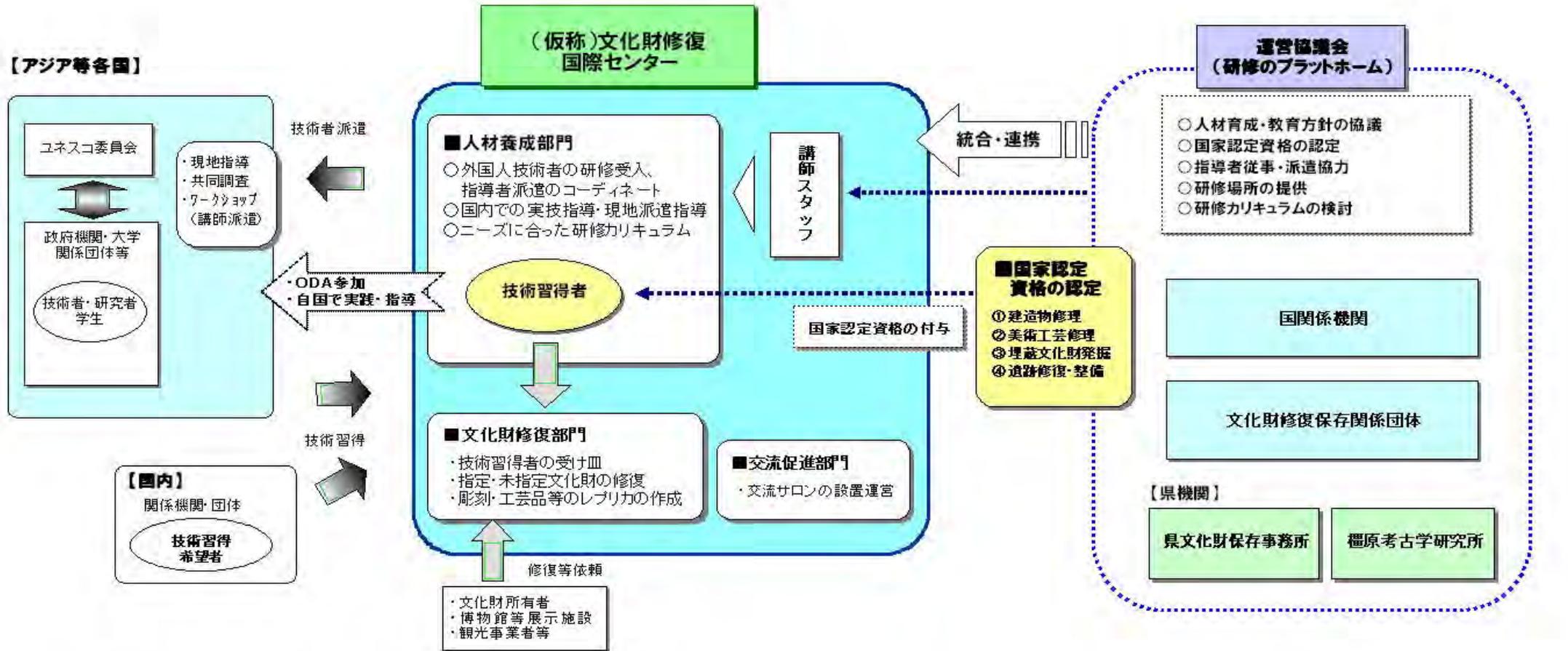
3. 国に求める事項

- ① 国又は国の関係機関の事業への協力、人材派遣
文化財修復に関する人材養成にあたっての講師派遣のほか、センターの運営に対する協力
- ② 国際的に通用する国家認定資格の創設
・ センターで研修を修了し、一定の能力を修得した者に対する国家認定資格「(仮称)文化財修復整備士」の付与
・ 関係機関・団体で構成する資格認定機関を設置
- ③ 就労ビザの取得、資格外活動許可の緩和
就労ビザ資格要件の緩和、在留年数制限の延長、生活費確保のための資格外活動許可基準の緩和等
- ④ ODAとして位置づけ
外国人技術者受入は、支援対象国への技術協力であり、ODAとして位置づけられる。また、センターで養成した人材をODAの一環として海外へ派遣
- ⑤ 特定寄附金の対象事業としての認定
センターが実施する事業を特定寄附金として、所得税・法人税の控除対象として認定

4. 効果

- ① 人材養成を通じた国際交流の進展による訪日外国人の増加
- ② 文化財修復に関する国際貢献に寄与することによる国際的地位の向上
- ③ 文化財修復技術の向上及び文化財修復に関する市場拡大

(仮称)文化財修復国際センターの創設



- | | | | | |
|--|--|---|---|--|
| <p>【国家認定資格の創設】</p> <p>■ (仮称)文化財修復・整備士の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係団体で認定する国際的に通用する公的資格 ○センター研修修了者に付与 ○一定の技術水準の確保 ○活動継続の促進 | <p>【国の支援】</p> <p>■人材養成のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材養成のための専門職の派遣 ○関係機関からの派遣を要請 | <p>【規制緩和】</p> <p>■ビザの発給 (出入国管理及び難民認定法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人技術者の技能実習期間(3年)の延長 ○外国人技術者の資格外活動(収入を得る活動)の許可要件の緩和 | <p>【ODAとしての人材養成】</p> <p>■センターが行う技術研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象国への技術協力 ○センターで養成した人材をODAの一環として海外へ派遣 | <p>【寄付金控除】</p> <p>■特定寄付金の対象事業としての認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○センターが実施する事業を特定寄付金として、所得税・法人税の控除対象として認定 |
|--|--|---|---|--|

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人(シェフ)育成事業
① 提案のニーズや背景	
<p>地域の農業振興と経済波及効果の拡大を図る上で、近年全国的に注目されている農家レストラン、農家民宿、オーベルジュの展開は、「農」、「食」、「宿泊」を組み合わせた6次産業化の取組として将来性があり、かつ、有効な手段である。このような中で、農業を起点とした日本経済の活性化策の一つの柱として、<u>県産農産物に対して十分な知識と理解を持った世界のトップクラスのシェフを育成し、そのシェフが県産農産物を料理に利用するという好循環を生むシステムを定着・拡大させることが重要</u>。特に、日本における「食」や「宿泊」の分野におけるもてなし力たるホスピタリティの高さは優れており、仏料理等の調理技術と掛け合わせることで、さまざまな可能性が生まれると考えられる。</p> <p>このため、農業大学校において、<u>①農業・農作物に関する知識を持った「食の担い手(シェフ)」、②高度な農業技術があり農業経営センスの優れた「農の担い手(生産者)」を育成する学科を設立・再編し、シェフと生産者が連携して相乗効果を生む農村資源を活用した地域づくり、地域の活性化をめざす</u>。また、農業総合センターにおいて、食と農を組み合わせた6次産業化を推進するための研究の高度化を図り、農業大学校の取組を基礎研究の分野から支援するとともに奈良県の研究成果を世界に発信する。</p>	
② 具体的なプロジェクトの内容	
<p>農業大学校の学科を新設・再編し、平成28年4月より、農業・農作物に関する知識を持った「食の担い手(シェフ)」を育成する教育を開始する。また、県産農産物を活用した農産加工品の開発、高品質化・高付加価値化によるブランドの強化など奈良らしい農業の展開ができる「農の担い手(生産者)」も育成する。</p> <p>農業大学校では、県産農産物の生産、調理、加工、流通などを担う人材として、奈良の地域資源や高度な技術、人材ネットワーク等を最大限に活用し、将来ビジョンをもって経営を展開し、将来の「食」と「農」のトップランナーとなりうる者を育成する。このため、<u>①奈良らしさを活用した地域活用力、②経験に裏打ちされた技術力、③経営センスに優れた経営・マネジメント力、④満足と感動を与えるもてなし力(ホスピタリティ)、⑤消費者ニーズを基本に据えたマーケティング力</u>、を基本コンセプトとした教育を実施。特に、シェフの育成に当たっては、学内レストランにおける調理・サービス実習等世界トップクラスの同様の教育機関のカリキュラムを導入する。また、生産者の育成に当たっては、実践オーベルジュへのダイレクトマーケティング等の新たなカリキュラムを導入する。これにより、<u>世界トップクラスのシェフと経営・マーケティング力を備えた生産者を輩出し、それぞれが同窓生としての人材ネットワークを活かし、県産農産物の需要喚起と供給増加のサイクルを創出する</u>。</p> <p>また、農業総合センターにおいて、海外から技術者や研究者を招聘し、機能性・商品性向上の共同研究開発等により、6次産業化に資する農産物加工品技術の開発を推進する。</p>	
③ 事業実施主体	
奈良県農業大学校、農業総合センター	

国家戦略特区提案

提案主体名		奈良県				
提案プロジェクト名		食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人(シェフ)育成事業				
④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項						
番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	規制改革を行う場合、想定される弊害	その予防措置(代替措置、低減策)
1	講師として招聘する外国人シェフの就労ビザ発給要件の緩和	現在、外国人シェフを90日以内の短期間講師として招聘する際、就業ビザ(技能)が必要。多様な外国人シェフを招聘した短期集中講義開講の円滑化のため、短期滞在ビザで入国・在留できるよう、ビザ発給要件・運用の緩和を要望。	出入国管理及び難民認定法	法務省		
2	講師として招聘する外国人シェフの就労ビザ発給要件の緩和	現在、外国人シェフを講師として招聘・雇用する際に必要な就業ビザ(技能)は、「10年以上の実務経験」を発給要件としている。最先端の調理技術を持つ若手シェフの招聘のため、この「10年以上の実務経験」という発給要件の緩和を要望。	出入国管理及び難民認定法	法務省		
3	外国人研究者の永住許可	現在、海外からの研究者は5年間継続して研究して成果(我が国への貢献)が上がると、特例として永住権が認められる。食品加工の研究は3年以内での成果が必要であり、3年継続して研究して成果が上がれば永住権が獲得できれば、長期的な研究も実施しやすくなる。	出入国管理及び難民認定法	法務省		
4	地域への定着を図るための「人」に着目した規制緩和による支援	現在、農振農用地や市街化調整区域における店舗等建物及び工作物の立地には規制がかかっている。このため、農村で料理店を営み、地域の活性化を推進することが阻害されないよう、農大卒業生のシェフが市街化調整区域等への出店時の用地及び施設取得の円滑化を図る必要。	農地法、農振法、都市計画法、建築基準法	農林水産省、国土交通省		
5	地域への定着を図るための「人」に着目した規制緩和による支援	現在、奈良県のように連単した大規模な農地が少ない地域において、施設園芸を含む労働集約的な耕作目的で農地の権利を取得する場合の下限面積(原則50アール)をクリアすることは困難な地域がある。このため、就農する農大卒業生の農地の権利の取得の下限面積を引下げる必要。(一部の市町村では、平成21年度の農地法改正により下限面積の引下げを行っているが、転用防止目的で下限面積を引き下げていないところもあり、人に着目した規制緩和が必要。)また、農大卒業後、円滑に営農開始できるよう、園芸施設についてはその要件を緩和し、立地の円滑化を図る必要。	農地法、都市計画法、建築基準法	農林水産省、国土交通省		
6	食品の機能性表示制度の緩和	現在、特定保健用食品・栄養機能食品(ビタミン・ミネラルのみ)以外は保健機能食品として認可されておらず、他成分へも適用範囲を拡大する必要がある。	健康増進法	消費者庁		

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人(シェフ)育成事業

④-2 税制措置

番号	求める税制措置	提案理由	税目
1	農大卒業生シェフによるレストラン運営に係る諸税の軽減	レストランを新規開業する際には、店舗の購入・賃貸、店舗改装、施設・備品整備等にかかる初期投資が負担となる。また、県産農産物の需要を喚起することを前提としたレストランは、食材の原価費用等の経費負担が大きくなる。このため、農大を卒業した優秀な若手シェフの開業を促進するため、税制面で支援が必要。	不動産取得税、固定資産税、登録免許税、法人事業税(個人事業税)

④-3 財政措置

番号	求める財政措置	提案理由
1	食の分野と農の分野を一体として推進するためのモデル事業推進費	現在、農業改良助長法に基づく協同農業普及事業交付金として、農業大学校における農業を担うべき者に対する支援がある。他方、地域農業を振興しつつ、更なる経済波及効果を得るためには、「食」の分野と「農」の分野が車の両輪として相互に連携して相乗効果を生むことが重要である。このための全国初のモデル的な取組である当該プロジェクトに対して、農業大学校における食の担い手を育成する学科開設に伴う講師謝金、教材整備費等の経費、農の担い手を育成する学科再編に伴う掛かり増し経費に対する支援が必要。また、イチゴの高設栽培等労働集約型の営農開始時には投資額が大きくなるため、現在の新規就農者に対する給付金等の上乗せして施設や機械の取得に対する助成が必要。さらに、日本のホスピタリティと海外の調理技術力を掛け合わせた相乗効果の発揮をめざす農業大学校の取組を後押しするため、農業総合センターにおける海外からの技術者招聘経費への支援が必要。
2	健康食品等における機能性のエビデンスを明らかにするための安全性試験やヒト介入試験等に要する費用に対する支援制度	安全性試験やヒト介入試験等には多額の費用が必要である。

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか	日本再興戦略 KPI(Key Performance Indicator=成果目標)			
	3つのアクションプラン及びテーマ	項目	KPI	定量的にどの程度達成に貢献できるか
<ul style="list-style-type: none"> ・Culinary Institute of America(CIA)やローザンヌ・ホテルスクールと並ぶ世界トップクラスのシェフ育成機関を新設し、世界トップクラスのシェフの育成・活躍による、食分野における経済効果や日本の食文化の力を海外に発信する効果 ・地域の食文化、健康文化、農業文化を振興する効果 ・農業大学校卒業生同士(シェフと生産者)の人的ネットワークを活用した農産物取引の拡大・高付加価値化 ・農業大学校において世界トップクラスのシェフを育成する本県の取組は全国初であり、他の都道府県が追随することによる波及効果 ・農業大学校の周辺地域において、農業大学校のレストラン施設やオーベルジュ施設と連携する宿泊施設等の民間需要を喚起する効果 ・農村型オーベルジュを核とした新たな観光産業の創出、国内外観光客の増加 ・奈良県発の機能性食品や研究成果(知財)等を海外輸出することによる外貨の獲得 	二、戦略市場創造プラン	・担い手農地への農地面的集積・集約等(生産現場の強化)	・今後10年間で全農地面積の8割が担い手に利用される。	毎年、20名(農業者)+α(シェフのうち農業も実施する者)の新規就農
	テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現	・輸出・海外展開戦略(需要フロンティアの拡大) 世界の料理界での日本食材の活用推進 日本の食文化・食産業の海外展開	・2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。	農大卒業生シェフによる日本の食文化・食産業の海外展開の可能性
	①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会	・6次産業化、異業種連携等	・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。	レストランやオーベルジュ等の展開
	一、日本産業再興プラン 2.雇用制度改革・人材力の強化	多様な働き方の実現	・2020年 20歳~64歳の就業率80%(2012年:75%)	毎年、40名(農業者20名、シェフ20名)の就業者増(経営者となった場合は、その従業員数分増加)、当該地区において喚起される民間需要に伴う就業者増

〔 国家戦略特区・提案プロジェクト名 〕

平成25年9月 農林部

食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人（シェフ）育成事業

提案のニーズ や背景

地域の農業振興と経済波及効果の拡大を図る上で、近年全国的に注目されている農家レストラン、農家民宿、オーベルジュの展開は、「農」「食」「宿泊」を組み合わせた6次産業化の取組として将来性があり、かつ、有効な手段である。

このような中で、農業を起点とした日本経済の活性化策の一つの柱として、県産農産物に対して十分な知識と理解を持った世界のトップクラスのシェフを育成し、そのシェフが県産農産物を料理に利用するという好循環を生むシステムを定着・拡大させることが重要である。

具体的な プロジェクト 内容

農業大学の学科を新設・再編し、農業・農作物に関する知識を持った「食の担い手（シェフ）」を育成する教育を開始する。また、高度な農業技術があり農業経営センスに優れた「農の担い手（生産者）」を育成する教育を開始する。これにより、世界トップクラスのシェフと経営力のある生産者を輩出する人材育成を行う。

必要な規制 改革等事項

- ・外国人シェフを講師として円滑に招聘するために必要なビザ取得に関する規制緩和を実施。
- ・農村地域における「食」と「農」が連携するレストラン出店の円滑化のために必要な規制緩和を実施。
- ・農業大学卒業生の新規就農を支援するために必要な農地権利取得の規制緩和を実施。

日本経済再生に 向けた効果

- ・ Culinary Institute of America（CIA）やローザンヌ・ホテルスクールと並ぶ世界トップクラスのシェフの輩出し、日本の食文化の力を海外に発信する効果。
- ・ 地域の食文化、健康文化、農業文化を振興する効果。
- ・ 農業大学卒業生同士（シェフと生産者）のネットワークを活用した農産物取引の拡大・高付加価値化。
- ・ 農業大学において世界トップクラスのシェフを育成する全国初の取組が、他の都道府県に波及する効果。
- ・ 農業大学の周辺地域において、農業大学のレストラン施設やオーベルジュ施設と連携する宿泊施設等の民間需要を喚起する効果。
- ・ 農村型オーベルジュを核とした新たな観光産業の創出、国内外観光客の増加。

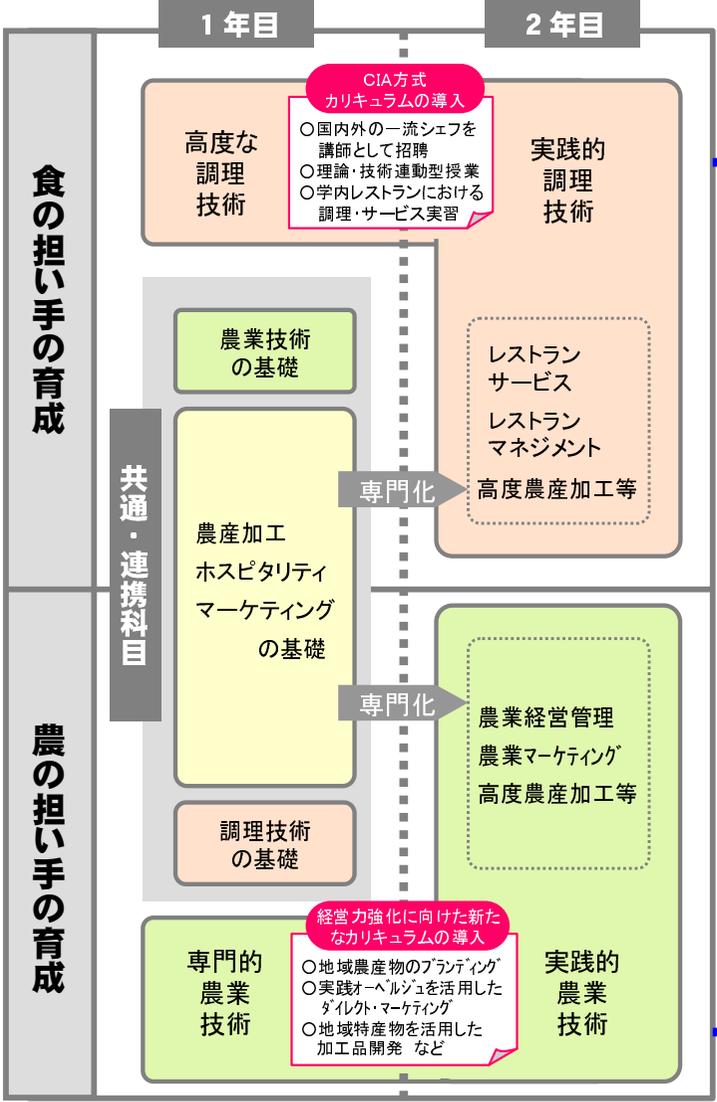
日本の健康を支える食文化の力を世界に発信
食と農の匠のわざを持つ世界のトップクラスの料理人（シェフ）育成事業

**新農業大学校における
新たな教育課程による人材育成**

- 一流外国人シェフを講師として招聘
- 学生の海外派遣研修

食と農の匠のわざをもつ
**世界トップクラスの
シェフの輩出**

**日本の食文化の力を
海外に発信**



CIAやローザンヌ・ホテルスクールと並ぶ
**世界トップクラスの
シェフの輩出**

調理の技術力

農の活用技術力

もてなし力 (ホスピタリティカ)

経営・マネジメント力

マーケティング力

連携

人材ネットワークを活かした県産農産物の需要喚起と供給増加

**経営力のある
生産者の輩出**

●経済再生効果



国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	県域水道ファシリティマネジメント事業推進特区

① 提案のニーズや背景

高度経済成長期に整備された多くの水道施設が更新時期を迎え、多大な施設更新費用が発生する一方、人口減少に伴う水需要の縮小が見込まれ、水道事業の経営環境がより一層厳しくなっている。
 奈良県では「県域水道ビジョン」を策定（H23年12月）し、県営水道と市町村水道が共同して「県域水道」として水道資産（施設、人材、財務、技術力）の最適化を図る「県域水道ファシリティマネジメント」に取り組んでいるが、さらに強かに押し進めるために、国家戦略特区においてインセンティブの創設と規制緩和を実現する。

② 具体的なプロジェクトの内容

< 県域水道ファシリティマネジメント事業 >

今後の水需要予測を踏まえて、市町村水道と県営水道の有する水道資産を県がイニシアティブを取ってマネジメントすることにより資産を最適化し、安全・廉価・安定的な水道供給を持続できる県域水道を目指す。

< 具体的な取り組み >

- ① 水源選択（県営水道受水、自己水）を踏まえた施設投資の最適化
- ② 将来の経営統合や民営化を見据えた広域化の実現、及び段階的取り組みとしての業務共同化
- ③ 水道資産の水道事業体間での有効活用

③ ②の想定される実施主体

奈良県、県営水道、各市町村水道

④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項

番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	規制改革を行う場合、想定される弊害		その予防措置（代替措置、低減策）
			根拠法令等	制度の所管・関係官庁	
1	水道資産を水道事業体間で有償譲渡する場合の国庫補助金返還の免除	県営水道の余剰資産を他事業体に有償譲渡する水道事業体間の資産の有効活用に取り組んでいるが、財産処分時の国庫補助金の返還が必要となっているため、譲渡先の事業体の財政負担となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	厚生労働省	
2	水道事業を担う民間企業の国による認定制度の創設	水道事業を長期に安心して委ねることができる民間企業の選定にあたっては、高度な審査能力が求められることから、給水人口別、地域別などニーズに合致した国による新たな認定制度を創設		厚生労働省	
3					
4					

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	県域水道ファシリティマネジメント事業推進特区

④-2 税制措置

番号	求める税制措置	提案理由	税目
1			
2			
3			
4			

④-3 財政措置

番号	求める財政措置	提案理由
1	広域化・共同化を行う場合の施設整備に関するインセンティブの創設	県営水道と市町村水道が共同して行う水道資産の有効活用は、事業統合による効率化と同等の効果があることから、この取り組みを推進するインセンティブとして、事業統合に至らない場合においても施設整備や更新に対する国の支援制度を創設
2		
3		
4		

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか	日本再興戦略 KPI(Key Performance Indicator=成果目標)			
	3つのアクションプラン及びテーマ	項目	KPI	定量的にどの程度達成に貢献できるか
<ul style="list-style-type: none"> ●日本の水道全体での将来的な施設更新費用の抑制 ●水道料金高騰の抑制、持続的な水道事業経営の安定化 ●官民連携の促進による、民間投資の喚起、地域経済の再生及び地域雇用の促進 	一、日本産業再興プラン 5.立地競争力の更なる強化	②公共施設等運営連投の民間開放 (PPP/PFIの活用拡大) コンセッション方式の対象拡大	・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、現状先進国15位→3位以内に入る。	

県域水道ファシリティマネジメント事業推進特区

提案のニーズ や背景

高度経済成長期に整備された多くの水道施設が更新時期を迎え、多大な施設更新費用が発生する一方、人口減少に伴う水需要の縮小が見込まれ、水道事業の経営環境がより一層厳しくなっている。

奈良県では「県域水道ビジョン」を策定（H23年12月）し、県営水道と市町村水道が共同して「県域水道」として水道資産（施設、人材、財務、技術力）の最適化を図る「県域水道ファシリティマネジメント」に取り組んでいるが、さらに強力で押し進めるために、国家戦略特区においてインセンティブの創設と規制緩和を実現する。

※県域水道ファシリティマネジメント推進特区：県域水道として広域的に複数事業体間で水道ファシリティマネジメントに取り組んでいる地域

具体的な プロジェクト 内容

県域水道ファシリティマネジメント事業

今後の水需要予測を踏まえて、市町村水道と県営水道の有する水道資産を県がイニシアティブを取ってマネジメントすることにより資産を最適化し、安全・廉価・安定的な水道供給を持続できる県域水道を目指す。

<具体的な取り組み>

- ①水源選択（県営水道受水、自己水）を踏まえた施設投資の最適化
- ②将来の経営統合や民営化を見据えた広域化の実現、及び段階的取り組みとしての業務共同化
- ③水道資産の水道事業体間での有効活用

必要な規制 改革等事項

1. 水道事業を担う民間企業の国による認定制度の創設

水道事業を長期に安心して委ねることができる民間企業の選定にあたっては、高度な審査能力が求められることから、給水人口別、地域別などニーズに合致した国による新たな認定制度を創設

2. 広域化・共同化を行う場合の施設整備に関するインセンティブの創設

県営水道と市町村水道が共同して行う水道資産の有効活用は、事業統合による効率化と同等の効果があることから、この取り組みを推進するインセンティブとして、事業統合に至らない場合においても施設整備や更新に対する国の支援制度を創設

3. 水道資産の有効活用に対する規制緩和

有償譲渡による水道資産の有効活用を行う場合、国庫補助金返還という阻害要因を除去

日本経済再生に 向けた効果

- 日本の水道全体での将来的な施設更新費用の抑制
- 水道料金高騰の抑制、持続的な水道事業経営の安定化
- 官民連携の促進による、民間投資の喚起、地域経済の再生及び地域雇用の促進

背景と現状 ～インフラの抱える課題と奈良県における取り組み～

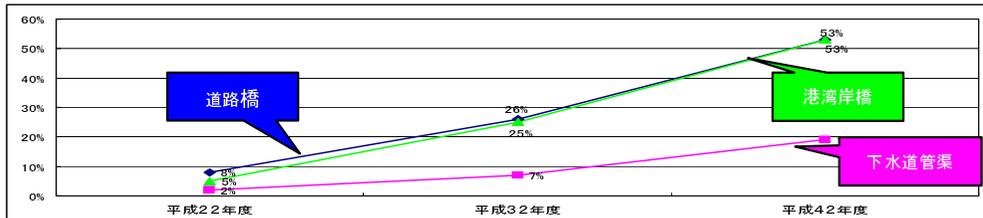
インフラの抱える課題

高度経済成長期に整備された多くのインフラが更新時期を迎える

国家再興計画KPI POINTⅧ

建設後50年以上経過したインフラの割合

(出典)国土交通白書2012



人口減少により公的事業(水道、交通など)の需要が縮小

国家再興計画KPI POINT I

既存ストックの有効活用や限られた財源の重点投資が必要
 ファシリティマネジメントの阻害要因の除去が必要

奈良県における取り組み

県・市町村を通じたファシリティマネジメントを推進

県有資産及び市町村資産の
 ファシリティマネジメントの推進

各部局を横断して全庁的な視点に立った戦略的なファシリティマネジメントを実施

道路橋梁の長寿命化

県管理橋梁に加え市町村橋梁の補修工事を県が受託するとともに、スケールメリットのため県工事と一括発注

県域水道ファシリティマネジメントの推進

県営水道と市町村水道を一体として、水道資産(施設、人材、財務、技術力)の最適化を図る

県域水道ファシリティマネジメントの推進

県域水道: 県営水道と市町村水道の総称

水源選択(県営水道受水、自己水)による投資最適化

- ・水需要動向を踏まえた施設更新費用抑制により、県営水道料金の値下げ
- ・経営シミュレーション(処方箋)による県営水道エリア24市町村との協議

給水人口・水需要のトレンドを予測し、平成42年までの給水原価を試算。県営水道受水か自己水(浄水場更新)かのシミュレーションを提示。

- ・広陵町が県営水道受水100%に移行(平成24年10月)
- ・桜井市が初瀬浄水場を廃止し、県営水道受水への移行を検討中

広域化及び業務共同化の検討(将来の経営統合を見据えて)

今年度より、橿原市など10市町村で構成する県域水道ファシリティマネジメント懇話会を設置し、広域化及び業務共同化の検討を開始。
 作業部会において、実施時期別に二つに分け、具体的に検討。

来年度からの実施を目指す業務

検針、滞納整理業務

平成27年度からの実施を目指す業務

包括委託業務

官民連携（PPP）の推進と国による民間企業の新たな認定制度の創設

【水道事業の課題】

- 老朽施設の更新や耐震化への対応（多額の投資需要）
- 水需要の減少に伴う財務体質の脆弱化（投資財源確保の困難性）
- 職員の減少や高齢化（技術力の維持）

官民連携の形態と民の業務内容

	業務委託	第三者委託	DBO	PFI	コンセッション	完全民営化
個別業務	○	○	○	○	○	○
水道法上の責任		○	○	○	○	○
施設の設計・建設			○	○	○	○
資金調達				○	○	○
経営					○	○
資産保有						○
水道認可	官	官	官	官	民	民
委託期間	1～3年	3～5年	10～30年	10～30年	20～30年	—

住民が安心・安全な水を将来にわたり享受するために、事業のすべてを地方公共団体から賄うのではなく、民間企業の資金、人材、効率的な経営手法を取り入れる官民連携について、県域水道全体で、コンセッション・民営化も見据えた複数事業者による共同アウトソーシングを推進

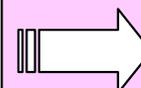
【コンセッション、完全民営化導入の場合の問題点】

民間企業にリスクを負担させつつ、民間企業の合理的な手法を最大限に生かすための自由度を与える一方、公益的観点からのコントロールの下、事業として安定的に継続することが必要

- <民間企業>
 - ・自ら資金調達を行う。
 - ・水道事業の経営において主体的な決定権限を持つ
 - ・責任負担の見返りとして水道事業から得られる利益を享受する。
- <地方公共団体>
 - ・公営的な観点から民間企業による水道運営を行政や第三者機関が継続的にモニタリングして、事業の適正化を目指す（料金設定、サービス水準、危機管理時の対応など）

官民連携推進に向けての
インセンティブ

- ・長期に安心して水道事業を委ねることができる民間企業の認定には、高度な審査能力が求められる
- ・行政ニーズに応じた水道事業の受け皿となる民間企業の育成が急務である
- ・給水人口別、地域別などの認定により、地域ニーズに応じたスムーズな官民連携の促進が期待できる



水道事業の受け皿となる民間企業の
国による新たな認定制度の創設

県域水道ファシリティマネジメント推進特区に対する新たな国庫補助制度の創設

現 状

水道広域化促進事業費

→水道広域化に取り組んでいる場合に適用できる国庫補助事業

事業統合が採択要件

【採択基準】

- ①統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関する水道事業若しくは水道用水供給事業の間で統合について合意する旨の協定書等(統合予定日が、協定書等の締結日から3年以内であるものに限る。)が締結されていること。
- ②給水人口が概ね10万人以下、資本単価が90円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。
- ③経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設整備計画が定められていること。

【国庫補助対象施設】

水道水源開発施設整備費(ダム、堰等水道水源施設等)、高度浄水施設整備費(生物処理、膜ろ過等高度浄水施設等)の国庫補助対象施設を除く水道施設全般→取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設など

求めるインセンティブ

県域水道: 県営水道と市町村水道の総称

新たな国庫補助制度の創設

◆事業創設のねらい

県域水道として、**事業統合に至らない場合においても**、広域的に複数事業体間で水道ファシリティマネジメントに取り組んでいる地域において、水道施設最適化に向けた施設の更新や共同化、及び水道資産の有効活用に取り組みやすくするインセンティブ(国庫補助事業)の創設。

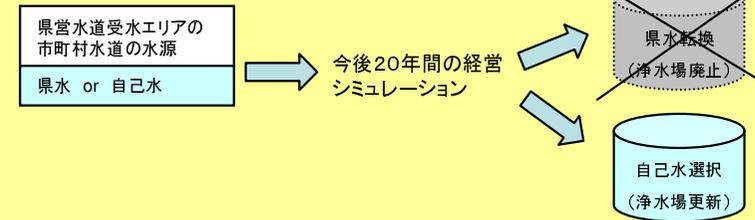
◆国庫補助対象

水道施設全般及び水源取得費用

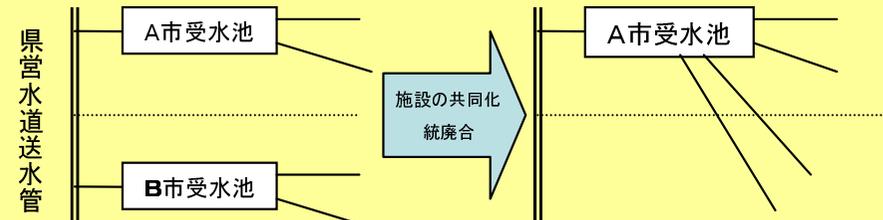
施設最適化・資産の有効活用の具体例

< 県営水道と市町村水道の最適化(垂直連携) >

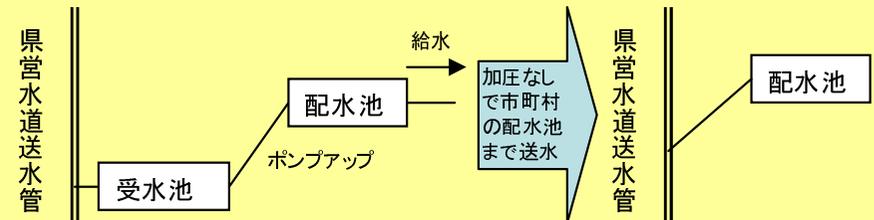
- 市町村水道の水源選択(県営水道or自己水)を踏まえた浄水場等の施設更新



- 市町村水道における県営水道受水池の最適化(合理化)を踏まえた受水池統廃合、及び各受水池までの送水管の整備



- 県営水道から市町村水道へ直結給水するための施設改良



- 県営水道の保有水源を給水エリア以外の市町村水道に有効活用するための水道水源開発

< 市町村水道事業体間における最適化(水平連携) >

- 浄水場、配水池の統廃合
- 業務共同化に伴う複数事業体間での遠方監視等のシステム整備

水道資産の有効活用と規制緩和

「県域水道ファシリティマネジメント」においては・・・

「水道水源」、「水道施設」、「資金」、「人材」、「技術力」などの水道資産を、水道事業体間で共有化、有効利用し、長期的・広域的な視点での適正配置をすすめている

＜水道資産有効活用の具体例＞

県営水道の保有している水道水源を、県営水道給水エリア外の市町村水道に有償で資産分割して有効利用を図る。

国営大和紀伊平野土地改良事業(吉野川分水の施設改修)【H8計画策定】

→ 農業用水の再編と水道用水への転用

＜農業サイドの目的＞

老朽化した水路を末端まで改修し、農業用水を安定取水(漏水の解消)

＜県営水道の目的＞

農業用水の余剰水(漏水解消分+受益面積減少分)を水道に利用することにより、県営水道の必要な水源を確保

計画策定後
約17年が経過

県営水道としては、今後人口減少、水需要減少の予測

→国営農業用水再編対策事業で確保する水量は余剰となる

余剰資産の有効活用

A市水道事業など複数の水道事業体で水道水源が不足

→県営水道の資産を有償で分割譲渡して不足水源を確保

【分割譲渡によるA市の費用負担の考え方】

県営水道負担額		
A市要負担額 13億円		
事業費 46億円 (利息含)	国庫補助金 1/2	6億円
	県出資金 1/3	5億円
	企業債借入 1/6	2億円

・県営水道が0.4m³/s取得するための負担額は、
事業費44億円+利息2億円=46億円

・事業費負担の内訳としては、
国庫補助金1/2、県出資金1/3、企業債借入1/6

A市が0.11m³/s取得するための要負担額は、
県営水道が負担した費用の水量費割

$46億円 \times 0.11m^3/s \div 0.40m^3/s = 13億円$
このうち、国庫補助金返還分が6億円、県出資金返還分が4億円、企業債借入分が2億円、利息分が1億円の計13億円

＜阻害要因＞

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令」及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によれば、財産を有償譲渡する場合は国庫補助金の返還が必要

＜規制緩和＞

「県域水道ファシリティマネジメント推進特区」において、有償譲渡による水道資産の有効活用を行う場合、国庫補助金返還という阻害要因を除去

- ◆ 廃校利用では別の目的でも国庫補助金の返還は不要
- ◆ 同じ奈良県民の飲み水に利用することに変わりはなく、事業体が異なるのみで国庫補助金の返還を求められるのは不合理

- 公立学校において廃校の活用用途の例(有償譲渡以外を含む)
- ・福祉施設(デイサービスセンター、障害者福祉施設、保育所等)
 - ・庁舎(県立片桐高校→奈良県郡山総合庁舎)
 - ・農林関係施設(宇陀市立内牧小学校→宇陀市森林組合木材振興館)

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	史料編纂人材養成プロジェクト

① 提案のニーズや背景

○奈良県は古代に都が置かれ、京都へ遷都後も、歴史的価値のある多くの古文書等(史料)が作成され保管されてきた。しかしながら、史料の多くは利用できない状態であり、国民や国内外からの観光客に奈良が本来持つその歴史的価値が十分に伝えられていないことが課題である。そのためには県内にある史料の編纂(史料の収集・整理・保存・公開)することにより、奈良の奥深い歴史について、広く情報発信し、奈良の歴史的価値を高めることが必要である。そこで、県内の社寺等の現地調査を行い、それら史料の解読等の専門的知識、技能を修得した人材を養成するためのプロジェクトを展開するために提案する。

都道府県別史料数 奈良県は全国4位(東大史料編纂所所蔵史料データベースより検索)

② 具体的なプロジェクトの内容

○奈良県史料編纂に係る専門人材養成(人材養成部門と編纂部門を備えた(仮称)奈良県史料編纂センターを県が設置し、史料編纂の専門人材養成を行う。)

① 史料編纂国家資格の創設((仮称)史料専門士)

・史料のくずし字を読み、その内容を理解し、その保存に係る能力の習熟度を測ることのできる国家資格制度(仮称:史料専門士)を創設する。

② 史料編纂のための人材養成への人的支援制度の設立

・(仮称)奈良県史料編纂センターの史料編纂部門や人材養成部門へ、東大史料編纂所などの研究機関・大学からの講師派遣、翻刻文の監修やチェックする研究者による人的支援制度を設立する。

③ ②の想定される実施主体

奈良県

④-1 ②の実施のために必要な規制改革事項

番号	規制改革等事項	具体的にどのように障害になっているか	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	規制改革を行う場合、想定される弊害	その予防措置(代替措置、低減策)
1	国家資格の創設	史料編纂に関わる知識・技能について、一定のレベルを保持した人材を養成し、史料編纂業務の質を確保するために、国レベルの資格認定制度が望まれる。	—	文化庁	—	—
2	公共職業訓練の対象の基準緩和	古文書解読等のための訓練を公共職業訓練の対象とすることは県の指定で可能性はあるが、失業者に限定されているため、失業者以外の者が対象とならないこと。	職業能力開発促進法	厚生労働省	—	—
3						
4						

国家戦略特区提案

提案主体名	奈良県
提案プロジェクト名	史料編纂人材養成プロジェクト

④-2 税制措置

番号	求める税制措置	提案理由	税目
1			
2			
3			
4			

④-3 財政措置

番号	求める財政措置	提案理由	
1			
2			
3			
4			

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか	日本再興戦略 KPI(Key Performance Indicator=成果目標)			
	3つのアクションプラン及びテーマ	項目	KPI	定量的にどの程度達成に貢献できるか
<p>○史料編纂の推進に伴う地域ニュービジネスの起業 史料編纂の国家資格創設や東大等からの人的支援を受けた(仮称)奈良県史料編纂センターにおける史料編纂の推進に伴い、新たな地域ビジネスの起業</p> <p>○県内に潜在する能力・意欲のある女性の雇用促進 県内在住で、歴史に関心が深くかつ持っている知識や能力を活用したい意向をもつ人材(特に女性)を募集し、寺社等の現場で史料調査を行い、編纂を行うことが可能な能力を修得した(仮称)編纂専門士の雇用促進を図る。</p> <p>○文化資産である史料の掘り起こし及び情報発信による地域の活性化・まちづくり 県内の史料調査により掘り起こされた成果を情報発信することにより、地域おこしやまちづくりへ繋げるなど、地域の活性化を図る。</p>	三、国際展開戦略	③クールジャパンの推進 コンテンツ等の海外展開の促進	・2018年までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在の約3倍へ。(現在63億円)。	
	一、日本産業再興プラン 2.雇用制度改革・人材力の強化	④女性の活躍促進 テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽出	・2020年 25歳～44歳の女性就業率73%(2012年:68%)	

史料編纂人材養成プロジェクト

提案のニーズや背景

- 奈良県では古代に都が置かれ、京都へ遷都後も奈良の大寺社では多くの古文書等（史料）が作成され大切に保管されてきた。
- 中・近世以降、地域社会においても大量の史料が作成され、その現存数は全国的にみてもトップクラスである（添付資料：表参照）。

以上、奈良県には多くの史料が残存しているが、多くの史料が利用できない状態（未公開）であるため、国の内外に奈良が本来もつ歴史的価値が十分に伝えられていない。

具体的なプロジェクト内容

- ① 人材養成部門と編纂部門によって構成される（仮称）奈良県史料編纂センター（添付資料：図参照）を設立し人材を養成する。
- ② 資格取得者を雇用した史料編纂事業（史料の調査収集・整理・保存・活用）を推進する。
- ③ インターネット等により編纂の成果について広く無料で情報発信する。

必要な規制改革等事項

① 認定資格の創設（仮称：史料専門士）

史料の「くずし字」を読み、その内容を理解し、保存に係る知識・技能の習熟度を測ることのできる資格（史料専門士）を国および関係機関により創設（将来的には国家資格）。

② 史料編纂のための人材養成への人的支援

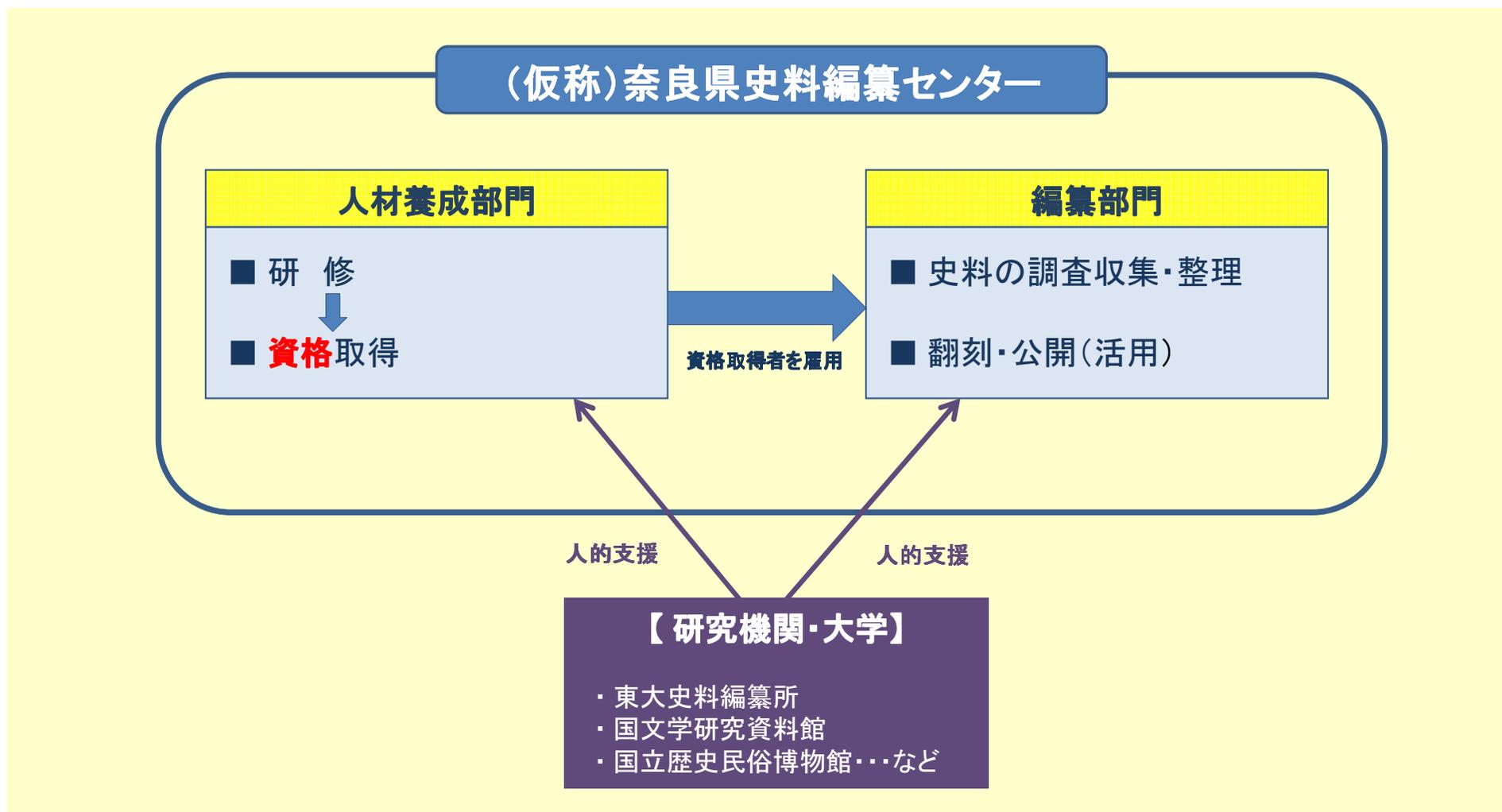
奈良県史料編纂センターの史料編纂部門や人材養成部門への東大史料編纂所等研究機関・大学から講師派遣、翻刻文の監修・チェックなど研究者による人的支援制度を設立。

日本経済再生に向けた効果

- 史料編纂の推進に伴う**地域ニュービジネスの起業**が期待される。
- 県内に潜在する能力・意欲のある**女性の雇用**が促進される。
- 文化資産である**史料の掘り起こし**及び情報発信による**地域の活性化・まちづくり**に繋がる。

【添付資料】

図：(仮称)奈良県史料編纂センター組織図



表：都道府県別史料数

1位	東京都	38,353 件
2位	京都府	13,876 件
3位	大阪府	2,839 件
4位	奈良県	2,794 件
5位	福岡県	1,713 件
⋮	⋮	⋮

※東大史料編纂所DB「所蔵史料データベース」都道府県名で検索しヒットする史料の件数